

最高検企第121号  
令和3年4月20日

山 中 理 司 殿

検事総長 林

眞 琴



裁決書謄本の送付について

令和2年6月15日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和2年6月15日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条の規定に基づく行政文書不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文  
本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和2年4月14日、大阪地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を郵送した。
- 2 処分庁は、同月15日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、同年6月12日、行政文書不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、行政文書不開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。
- 3 審査請求人は、同月15日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。
- 4 処分庁は、令和3年4月19日、原処分を取り消し、新たに行政文書開示決定を行い、行政文書開示決定通知書を審査請求人宛て郵送した。

### 審理関係人の主張の要旨

本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。

### 理 由

- 1 行政不服審査法（以下「法」という。）2条には「行政庁の処分に不服がある者は・・・審査請求をすることができる。」と規定されていることから、審査請求が適法であるためには、行政庁の処分に不服がある者による審査請求である必



要があり、この「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決）。

- 2 審査請求人は、法律上保護されている権利又は利益を原処分によって侵害された者であり、原処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利又は利益を有していなければならず、これが存在しない場合は審査請求の利益を欠くため、当該審査請求は不適法な審査請求ということになる。
- 3 本件審査請求に係る原処分については、令和3年4月19日付で、処分庁において取り消され、新たに行政文書開示決定がなされたものであることから、当該時点をもって、原処分の取消しを求める本件審査請求の利益を欠くに至ったものであるといわざるを得ない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、法2条の要件を満たさず、不適法であるから、法45条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。），裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和3年4月20日

検事総長 林 真





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年4月20日

最高検察庁総務部企画調査課長 佐藤修司

